

「岐阜市公共施設等マネジメント条例」(逐条解説)

前 文

公共施設等は、市民の日々の暮らしを支え、豊かにする市民の貴重な財産である。

本市では、高度経済成長期を経て人口の増加に対応するため、建築物、道路、橋りょう等の公共施設等の整備を進めてきた。

しかし、人口の減少や少子高齢化などの社会情勢の変化により、今後、公共施設等の利用に対する需要の変化が予想される。また、これまでに整備してきた公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、限られた財源の中で全ての公共施設等を維持していくことは困難となる。

このような状況から、公共施設等については、利用者の需要に応じた公共サービスの提供や安全・安心に利用できるような整備及び維持管理と、健全な財政の維持とを両立させていく必要がある。

そのため、本市では、岐阜市公共施設等総合管理計画を策定し、これに基づき公共施設等マネジメントに取り組んでいるところ、公共施設等マネジメントを効果的かつ効率的に推進していくためには、行政だけでなく利用者である市民も公共施設等マネジメントについて基本理念を共有し、関わっていく必要がある。

よって、行政と市民が協働して公共施設等マネジメントに取り組むことで、持続可能な魅力あるまちづくりを推進し、ひいては、幸福な社会が形成されるよう、この条例を制定する。

【解説】

○ 前文では、この条例を制定する趣旨を明確にするために、条例制定の背景、必要性を述べています。

○ 前文はおおよそ3つのセクションで構成しています。

第1段落、第2段落、第3段落で、公共施設等の整備に関する過去の取組みと現状の取り巻く環境について記述しています。

続く第4段落、第5段落では、現状の公共施設等における課題に対応していくために本市が実施してきた取組みと今後、取組みを効果的かつ効率的なものにするために必要な考え方を記述しています。

以上を踏まえ、最後の段落で条例を制定し、目指す姿を記述しています。

○ 「岐阜市公共施設等総合管理計画」

本市では、平成15年12月議決の「岐阜市総合計画2004(ぎふ躍動プラン・21)」において、「明確な人口の減少に直面している現在、今までのような開発を継続すれば、密度のない市街地が拡散し、生活基盤に対する非効率的な投資をしなければならなくなる」とし、平成25年9月には「岐阜市公共施設白書」を作成し、公共施設の保有状況や更新時期、更新費用を把握し、公共施設のあり方についての課題を明確にしてきました。

このような取組みを進める中、平成26年4月に総務省から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、本市では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、課題に対応するため、平成29年3月に「岐阜市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等マネジメントに取り組んでいます。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、公共施設等マネジメントに関する基本理念を定め、市の役割及び市民の参画について明らかにすることにより、公共施設等マネジメントを効果的かつ効率的に実施し、もって、将来にわたり持続可能な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

- 第1条は、本条例の目的を明らかにしたものです。
- 制定目的を簡潔に述べたものであり、本条例では「公共施設等マネジメントの効果的かつ効率的な推進による持続可能な魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的」としています。
- 本条例の目的を達成するためには、前文においても記述しているとおり、「行政と市民が、協働して公共施設等マネジメントに取り組むこと」が必要であり、そのための基本理念、市の役割及び市民の参画といった、取組みにおいて必要な事項を明らかにしております。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 本市において公用又は公共の用に供する建築物、道路、橋りょう、水道、下水道等の施設をいう。
- (2) 公共施設等マネジメント 公共施設等の整備、維持及び更新に係る費用の平準化を図り、財政上の負担を軽減しつつ、需要に応じた公共サービスを提供するために公共施設等全体を総合的に管理し、及び活用する取組をいう。

【解説】

- 第2条は本条例における用語の定義について規定しています。
- (1)「公共施設等」とは、市庁舎などの「公用」の建築物、公民館などの「公共の用に供する」建築物、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産を対象としています。
 - ・「公用」の建築物とは地方自治体が職務などを行うための施設をいいます。
 - ・「公共の用に供する」建築物とは住民の利用を目的として設置している施設をいいます。
- (2)「公共施設等マネジメント」は公共施設等の整備、維持及び更新について、施設の長寿命化、複合・集約化、民間活力などの活用により、自治体経営の視点から公共施設等の整備、維持、更新費用の平準化を図ることで、財政負担を軽減しつつ、公共サービスの向上を図り、全施設を総合的に管理していく取組みをいいます。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 公共施設等マネジメントは、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 市と市民との協働により取り組むこと。
- (2) 将来の社会情勢及び市の財政状況を踏まえ、長期的な視点をもって、市民の需要に応じた公共サービスを提供できる公共施設等を目指すこと。
- (3) 安全・安心で、利用しやすい公共施設等を目指すこと。

【解説】

- 第3条は基本理念について定めています。

本条例では、本市の公共施設等が目指す姿、公共施設等マネジメントの取組みのあるべき姿について、3つの理念を定めます。

- (1)は、前文でも記述しているとおり、公共施設等マネジメントの推進に当たっては、行政と市民が協働して取組みを進めていくことを示しています。

- (2)は、公共施設等のあり方について記述しています。

公共施設等のあり方については、時代ごとの社会情勢、財政状況、利用者ニーズに大きく左右されます。そのため、長期的な視点をもって、利用者ニーズ、財政状況を踏まえた、最適な公共サービスを提供できる公共施設等を目指してまいります。

- (3)は、公共施設等の安全性について記述しています。

施設管理者の日常点検や、専門家による法定点検等を実施することで、施設の劣化や損傷状況を早期に把握するとともに、計画的な予防保全により、施設の安全性の確保を図ります。

また、施設の修繕・改修を行う際は、公共施設等の質の向上にも努めます。

第4条 市の役割

(市の役割)

第4条 市は、岐阜市公共施設等総合管理計画に公共施設等マネジメントに関する基本方針、取組方針等を定め、これに基づき、公共施設等マネジメントを推進するものとする。

2 市は、公共施設等の利用状況等及び公共施設等マネジメントに関する情報を市民に提供するものとする。

3 市は、公共施設等マネジメントの推進に当たり、限られた財源の中で質の高いサービスを提供できるよう民間事業者の技術及び知識の活用を図るものとする。

【解説】

- 第4条は、行政と市民がともに公共施設等マネジメントを推進していくにあたっての市の役割を定めています。
- 市は公共施設等マネジメントの推進にあたり、取組みの方向性を示す基本方針等を「岐阜市公共施設等総合管理計画」で明らかにし、その計画に基づき取組みを推進していくこととします。「岐阜市公共施設等総合管理計画」については定期的に見直しを行う予定であり、その内容を示します。
- 市は、市民が公共施設等の状況を知ることができるよう、施設の利用状況などの情報を示します。また、公共施設等マネジメントの推進にあたり、必要に応じて、ワークショップや説明会を通じた情報提供を行うことを定めています。
- 公共施設等の整備については、PPP・PFI（※）などの民間活力手法の採用を検討し、民間のノウハウの活用により、コスト縮減や公共サービスの向上に努める旨を定めています。
(※) 公共施設等の整備や維持更新に民間の資金や創意工夫を活用すること。

第5条 市民の参画

(市民の参画)

第5条 市民は、公共施設等の利用者として、公共施設等マネジメントに対する理解と関心を深め、公共施設等マネジメントへの参画に努めるものとする。

【解説】

- 第5条は公共施設等マネジメントへの市民の参画について定めています。
- 市民には公共施設等の利用者である立場から、広く公共施設等マネジメントに関心を持っていただき、取組みへの参画に努めることを定めています。
- 参画とは、公共施設等を有効かつ大切に利用するとともに、公共施設等に対する意見提示、また、市が主催する公共施設等に関するワークショップなどへの参加などをいいます。